



保護者のみなさま

令和3年度 就学援助制度のお知らせ

島本町教育委員会

教育委員会では、経済的な理由により、お子さんの就学にお困りの保護者の方を対象に、学用品費や学校給食費などの援助をおこなっています。援助を希望される方は、次の内容に従って申請してください。

なお、認定対象期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。昨年度認定を受けた方も新たに申請していただく必要がありますのでお気をつけください。

1 援助の対象者

町内に住所を有し、町立小中学校または大阪府立中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方。

ただし、対象の児童生徒が里親制度に係る支弁の対象である場合などは除きます。

- (1) 生活保護法の適用を受けている方<要保護世帯>
- (2) 令和2年中の合計所得金額の総額が認定基準に該当する方<準要保護世帯>

2 申請受付

◎受付期間 令和3年6月1日(火)～6月21日(月) **【期間厳守】**
午前9時から午後5時30分まで(土曜・日曜を除く)

◎提出先 〒618-8570 島本町桜井二丁目1番1号
島本町役場 教育委員会事務局教育こども部
教育総務課 TEL: 075-962-2616

★新型コロナウイルス感染防止対策のため、提出は、原則「特定記録郵便」または「簡易書留」での郵送をお願いします(6月21日消印有効)。

郵送事故の際の証明となりますので、郵便局でもらう送付記録を必ず保管してください。送付記録で発送日が確認できる場合に限り、再度申請を受け付けます。

3 申請に必要なもの

- ①就学援助申請書(本案内に添付しています)
- ②援助費の振込先口座が確認できるもの(通帳・カードなど)

【該当する方のみ】

- 令和3年1月1日現在町内に住所を有していなかった場合…**所得証明書**
- 本年度生活保護受給世帯である(であった)場合…**受給証明書**

(注意) 令和3年1月1日現在、町内に住所を有していた方の所得証明書は不要です。

ただし、認否決定の審査にあたっては保護者の所得を確認する必要があるため、「令和2年分所得」が未申告の方は、必ず所得の申告をお済ませのうえご申請ください。(勤務先に年末調整や確定申告をされている方は、改めての申告は不要です。)

4 援助費の使用目的について

この援助費は、義務教育期の就学に要する保護者の負担の軽減のために支給するものですので、必ず該当の費用に充ててください。

なお、就学援助費の補助対象となっている給食費などの学校納付金に滞納が生じている場合は、援助費を学校長が代理で受領し、これらの学校納付金に充当いたします。

5 認定基準

児童生徒の保護者の令和2年中の合計所得金額の総額が、生活保護法で定める裏面の基準額(平成24年12月末日現在の基準額)を用いた裏面の計算式により算出された認定基準額以下であること。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う自粛要請等により、世帯の収入状況が著しく悪化している場合は前年所得によらず審査できることがありますので事前にご相談ください。



(①生活扶助基準額第1類+②生活扶助基準額第2類+③教育扶助基準額) × 1.3

① 生活扶助基準額 第1類 (表1) ② 生活扶助基準額 第2類 (表2)

| 年齢区分 | 基準額 |
|---------|----------|
| 0歳～2歳 | 228,240円 |
| 3歳～5歳 | 287,760円 |
| 6歳～11歳 | 372,000円 |
| 12歳～19歳 | 459,480円 |
| 20歳～40歳 | 439,800円 |
| 41歳～59歳 | 416,880円 |
| 60歳～69歳 | 394,200円 |
| 70歳以上 | 353,160円 |

| 世帯人員 | 基準額 | 冬期加算額 | 計 |
|--------------------|----------|---------|----------|
| 1人 | 474,240円 | 14,050円 | 488,290円 |
| 2人 | 524,880円 | 18,200円 | 543,080円 |
| 3人 | 581,880円 | 21,700円 | 603,580円 |
| 4人 | 602,400円 | 24,600円 | 627,000円 |
| 5人以上(1人増すごとに計算する額) | 4,800円 | 900円 | 5,700円 |

③ 教育扶助基準額 (表3)

| | | |
|-----|----|---------|
| 小学校 | 1人 | 25,800円 |
| 中学校 | 1人 | 50,160円 |

【認定基準額計算例】～父(40歳)、母(35歳)、中学生(14歳)、小学生(9歳)の4人世帯の場合～

① **生活扶助基準額 第1類 1,711,080円**

《内訳》 父 439,800円、母 439,800円、中学生 459,480円、小学生 372,000円

② **生活扶助基準額 第2類 627,000円**

③ **教育扶助基準額 75,960円**

《内訳》 中学生×1人 50,160円、小学生×1人 25,800円

④ **(①1,711,080円+②627,000円+③75,960円) × 1.3 = 3,138,252円**

⇒保護者の前年の合計所得金額の総額が、④の額以下であれば認定となります。

注1) 世帯状況や年齢などは、令和2年12月末日現在を基準とします。ただし、離婚などで申請時に世帯の状況が大きく変化している場合は直近の状態で審査することがあります。また、世帯人員数は保護者とその扶養する家族員(税の扶養人数)の合計数のことです。

注2) 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

注3) 申請に基づき審査を行いますので認否に係る事前のお問合せにはお答えできません。

6 援助費の内容

| 費目 | 支給時期 | 支給額(年額) | 対象学年 |
|---|---------------------------------|--|--------------------------|
| 1 学用品費 通学用品費 校外活動費 (宿泊を伴わないもの) | 8月末日 1月末日 3月末日 (学期分ごと) | 小学校1年生 13,230円 2～6年生 15,500円 中学校1年生 25,040円 2・3年生 27,310円 | 全学年 (通学用品費は 2年生以上) |
| 2 校外活動費 (宿泊を伴うもの) | 8月末日 又は1月末日 | 小学校 3,690円 中学校 6,210円 | 実施学年 |
| 3 中学校入学準備金 | 3月末日 | 60,000円 | 小学校6年生 (3月1日時点認定者) |
| 4 修学旅行費 | 8月末日 又は1月末日 | 保護者負担額 | 小学校6年生 中学校3年生 |
| 5 卒業アルバム代 | 3月末日 | 小学校 11,000円 中学校 8,800円 | 小学校6年生 中学校3年生 |
| 6 学校給食費 | 8月末日 1月末日 3月末日 (学期分ごと) | 保護者負担額 | 全学年 |
| 7 医療費(学校保健安全法施行令に定める疾病に限る) | 随時 (医療券発行) | 保護者負担額 | 全学年 |

◎令和3年度当初に納入いただいた日本スポーツ振興センター災害共済掛金も返金します。

注1) 要保護世帯に対しては上記の援助費のうち4・7の援助費のみ、大阪府立中学校在籍者に対しては1・2・4・5の援助費のみの支給となります。

注2) 校外活動費(宿泊を伴うもの)及び卒業アルバム代は、**支給額を上限とする保護者負担額を支給**します。

注3) 医療費の支給対象となる疾病は、トラコーマ・結膜炎(アレルギー性除く)、白癬(はくせん)・疥癬(かいせん)・膿痂疹(のうかしん)、中耳炎、慢性副鼻腔炎(アレルギー性除く)、アデノイド、う歯、寄生虫病(虫卵保有を含む)です。〔施行令第8条〕